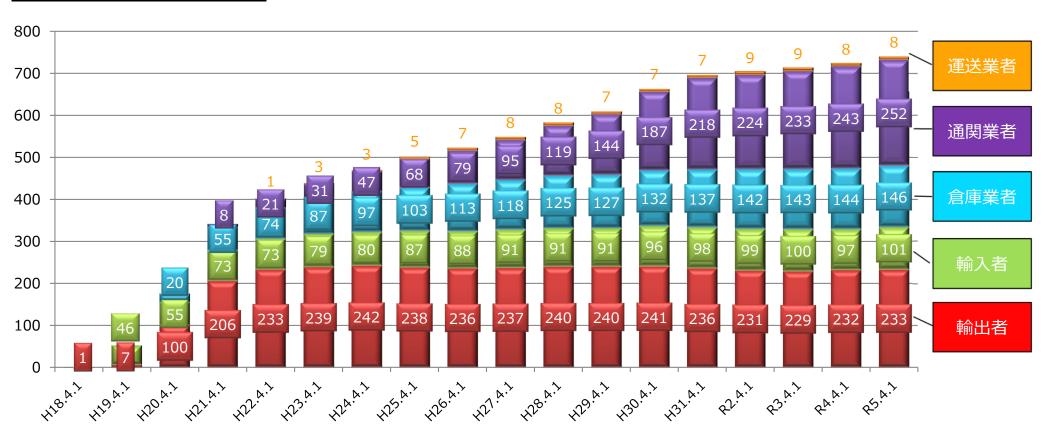
特例申告納期限延長に係る担保の取扱い緩和

令和5年11月30日関税 • 外国為替等審議会関税 分 科 会財務 省 関 税 局

認定事業者制度(AEO制度)の現状

- 認定事業者制度(AEO制度)は、<u>貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者を税関が承</u>認・認定し、税関手続の緩和・簡素化策を提供する制度。
- A E O制度の利用拡大やA E O事業者とのパートナーシップの強化を通じて、「国際物流におけるセキュリティの確保」と「貿易の円滑化」を両立させることが一層求められている。
- A E O 事業者の総数は堅調に推移しているものの、特例輸入者の数は100者程度にとどまっており、近年は横ばいの状況。

AEO事業者数の推移

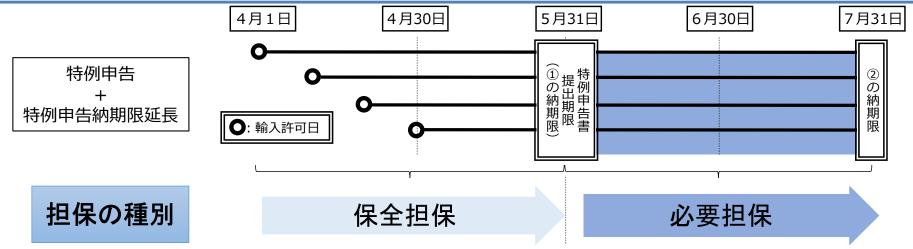


特例申告納期限延長の概要(現行制度)

現行制度の概要

- 特例輸入者等は、輸入申告と分離した納税申告である「特例申告」を行うことで、納税申告の前に貨物を引き取ることができる。 ①
 - (注1) 申告納税方式が適用される貨物は、輸入者が輸入申告に併せて納税申告を行い、関税等が納付された後、税関長が輸入を許可することを原則と している。
- 税関長は、関税等の保全のために必要があると認めるときは、特例申告を行う特例輸入者等に対し、担保(保 全担保)の提供を命じることができる。
- 特例申告書を期限内に提出した場合において、当該特例申告書の提出期限までに納期限の延長を申請し、併せて担保(必要担保)を提供したときは、当該担保の額の範囲内で2か月以内に限り納期限を延長することができる。(特例申告納期限延長) ②

(注2)特例申告は、輸入の許可を受けた貨物について、当該許可の日の属する月の翌月末日までに、特例申告書を提出することによって行うこととされている。

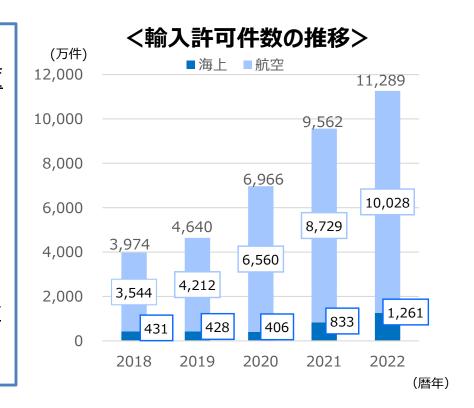


- ※特例輸入者に対して保全担保の提供を命じる場合の要件の例
- イ 過去1年間において、過少申告加算税又は無申告加算税を課された場合
- □ 過去1年間において、期限後特例申告を行った場合
- ハ 直近の決算(四半期決算を含む。)時における流動比率が100%を下回り、かつ、自己資本比率が30%を下回っている場合

特例申告納期限延長に係る担保の取扱い緩和(改正の必要性)

改正の必要性

- 国際物流を取り巻く環境がめまぐるしく変化する中、<u>A E O 制度</u> の利用拡大により、国際物流のセキュリティ確保と更なる貿易の 円滑化を両立させることが一層重要となっている。
- 近年の越境電子商取引の拡大に伴い輸入貨物の申告件数が 増加する中、税関としても、貨物の検査等に係る限られたリソー スを相対的にリスクの高い貨物に集中的に投入できるようにする 必要がある。
- 特例申告納期限延長に係る担保を必要担保から保全担保に 緩和すれば、事業者には輸入手続に関するコストの低減等の新 たなメリットが生まれるため、AEO制度の利用拡大効果が見 込まれる。



考慮すべき事項

- 税関は、特例輸入者の資質や財務状況、納税に関する法令遵守の状況を十分に加味したうえでその承認を与えており、承認後においても納税手続の履行状況及び財務状況を確認し、必要に応じて保全担保の提供を求めている。
- 特例輸入者が納税義務を怠った場合にはその承認を取り消すことが可能である。
 - (注)特例申告に係る担保を必要担保から保全担保に緩和した平成20年以降(15年間)、特例輸入者において関税等の滞納を理由とした承認の取消事案は発生していない。

特例申告納期限延長に係る担保の取扱い緩和(改正の方向性)

改正の方向性

- 特例輸入者については、その承認や事後監査等の際に税関が財務状況の確認を行っていることから、特例申告に 係る担保の取扱いと同様に、特例申告納期限延長に係る担保も必要担保から保全担保に緩和することとする。
- 関税と同様に、内国消費税及び地方消費税に関する同担保についても、必要担保から保全担保に緩和する。

